

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年 1月20日(月) 15時30分から

開催場所 まんのう町役場 3階 大会議室

出席委員 18名(委員総数19名)

| | | | | | | | | | |
|-----|-----|--------|-----|-------|-----|--------|--|--|--|
| 会長 | 16番 | 中浦 優 | | | | | | | |
| 副会長 | 6番 | 岩倉 節夫 | | | | | | | |
| 委員 | 1番 | 久保 一 | 2番 | 宮川 昭史 | 3番 | 鈴木 多計士 | | | |
| | | | 5番 | 高橋 豊文 | | | | | |
| | 7番 | 林 一典 | 8番 | 臼杵 慶幸 | 9番 | 宮井 章裕 | | | |
| | 10番 | 近石 義則 | 11番 | 堀江 祐二 | 12番 | 山口 靖永 | | | |
| | 13番 | 兼若 香寿美 | 14番 | 松浦 功 | 15番 | 栗田 美博 | | | |
| | | | 17番 | 近藤 茂義 | 18番 | 赤股 誠治 | | | |
| | 19番 | 平川 裕子 | | | | | | | |

欠席委員 1名

欠席者 4番 秦 守

農業委員会事務局職員

事務局長 藤原 道広

職員 佐野 崇 岡本 尚士 宇賀 順子

議案等

| | |
|-------|-----------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条許可申請書審議の件 |
| 議案第2号 | 非農地証明願承認の件 |
| 議案第3号 | 農用地利用集積計画諮問の件 |
| 議案第4号 | その他 |

議事は次のとおり

(開会前あいさつ)

(令和7年1月20日)

町 長

(新年挨拶)

会 長

(挨拶)

会 長

それではただ今より、1月の定例会を開会します。

本日 4番 秦委員

より欠席の届出がありますので御報告します。

出席委員は19名中 18名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。

本日の議事録署名人につきましては、13番 兼若委員、
15番 栗田委員、 よろしくお願ひします。

本日の議案につきましては、議案第1号から議案第3号までを御審議いただき、
その他として報告を含む案件が 3件あります。御審議よろしくお願ひします。

会 長

それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(佐野) (3条 説明) (3条 申請)

【番号1】 所有権移転(贈与) 1筆

- 譲渡人 [] ■譲受人 []
- 譲渡人事由 労働力不足 ■譲渡人事由 経営規模拡大
- 申請地 造田字 [] 番1 畑 858 m² 1筆 地籍合計 858 m²
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 190858 m²
- 自宅から申請地までの通作距離 17 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日
令和6年10月10日
- 現地調査実施日
令和7年1月7日
- 営農計画書(様式第3号)
育苗を作付予定
- 農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 150日
- 経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号2】 所有権移転(贈与) 3筆

- 譲渡人 [] ■譲受人 []
- 譲渡人事由 労働力不足 ■譲渡人事由 経営規模拡大
- 申請地 造田字 [] 番3 田 1495 m²他 3筆 地籍合計 5030 m²
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 195030 m²
- 自宅から申請地までの通作距離 17 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日
令和6年12月13日
- 現地調査実施日

令和7年1月7日

■営農計画書（様式第3号）

水稻を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 150 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号3】 所有権移転（贈与） 2筆

■譲渡人 [] ■譲受人 []

■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 造田字 [] 番 田 904 m²他 2筆 地籍合計 945 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 2320 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.2 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和6年12月17日

■現地調査実施日

令和7年1月7日

■営農計画書（様式第3号）

水稻・花きを作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 200 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号4】 所有権移転（売買） 8筆

■譲渡人 [] ■譲受人 []

■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 炭所西字 [] 番 1 田 335 m²他 8筆 地籍合計 10075 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 27301 m²

■自宅から申請地までの通作距離 6 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和6年11月19日

■現地調査実施日

令和7年1月7日

■営農計画書（様式第3号）

水稻を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 200 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号5】 所有権移転（売買） 3筆

■譲渡人 長尾 明枝 ■譲受人 寺嶋 邦光

■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 長尾字札ノ辻 95 番 田 208 m²他 3筆 地籍合計 1264 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 5142 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和6年12月27日
■現地調査実施日
令和7年1月7日
■営農計画書（様式第3号）
水稲を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 150日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号6】 所有権移転（売買） 3筆
■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 七箇字 [REDACTED] 番 田 1908 m²他 3筆 地籍合計 4400 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 16084 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.3 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和6年12月5日
■営農計画書（様式第3号）
水稲を作付予定
■現地調査実施日
令和7年1月7日
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 100日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号7】 所有権移転（売買） 2筆
■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
■譲渡人事由 兼業高齢化による経営縮小 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 大口字 [REDACTED] 番 1 畑 4193 m²他 2筆 地籍合計 7012 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 179764 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.6 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和6年12月19日
■現地調査実施日
令和7年1月7日
■営農計画書（様式第3号）
牧草を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 300日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。
す。 番号1から3の担当 堀江委員、よろしくお願いします。

堀江委員 (補足説明 3条-1~3)
番号1から番号3までをまとめてご報告いたします。3件とも造田地区の案件で、先週の17日金曜日に推進委員の宮川さんと現地確認をしました。3件とも事務局の説明通りですので、ご審議よろしくお願いします。

会 長 続きまして、番号4の担当、宮川委員、よろしくお願いします。

宮川委員 (補足説明 3条-4)
1月18日に現場確認と、■■■■様と■■■■様は遠方なので電話で確認をしました。その結果、申請の通りですのでご報告します。

会 長 続きまして、番号5の担当、鈴木委員、よろしくお願いします。

鈴木委員 (補足説明 3条-5)
1月17日に現地確認をしました。当日に■■■■氏と■■■■氏と会って、申請内容を確認しました。今回については、田3つの内の1つを貸していたのですが、今回返却になって困っていると、■■■■さんに相談したところ売買の話が出たということです。今回3条の申請になりました。他につきましては、問題ないということで、ご審議よろしくお願いします。

会 長 続きまして、番号6の担当、林委員、よろしくお願いします。

林委員 (補足説明 3条-6)
1月19日に、推進委員の■■■■さんと同行して■■■■さんと、■■■■さんにお会いしました。田んぼの方は、■■■■さんが今後稲を増やす予定であります。後は事務局の説明通りですので、ご審議よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号7の担当、岩倉副会長よろしくお願いします。

岩倉委員 (補足説明 3条-7)
1月18日に現地確認をした後、■■■■さんとお会いしました。今まで■■■■さんが作っていた関係で、問題はないと思われます。よろしくお願いします。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。
皆さん、質疑等ございませんか。
(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第1号
について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第1号について、原案のとおり
許可することに決定しました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第2号、非農地証明願承認の件を議題とします。事務局の説明
を求めます。

事務局（岡本） （非農地証明 説明）

（非農地証明願）

番号1 農業用施設

*申請地：造田字 [REDACTED] 番1 地目 畑 面積 222 m²

*農地区分：第2種農地～役場琴南支所より南東側約1kmに位置する農地。

*申請目的：農業用施設

～本申請地は、所有の農地に隣接しており、狭小地であることから、農作業場等として利用してきました。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

*登記簿添付：申請地～1筆

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準

5) ア耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合

5) イ耕作の事業を行う者が、その農地（2アール未満のものに限る。）を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設の用に供する場合

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして担当委員の補足説明をお願いします。番号1の担当、堀江委員よろしくお願いします。

堀江委員 （補足説明 非-1）

先週金曜日に現地確認をいたしました。別に問題はなく、事務局の説明通りですので、よろしくお願いします。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん質疑等ございませんか。

（質疑等なし）

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第2号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第2号について、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございます。

会 長 続きまして、議案第3号、農用地利用集積計画諮問(しもん)の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（宇賀） （利用権設定 説明）

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

（質疑等なし）

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第3号について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、その他の1番、合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。

事務局（宇賀） （合意解約・返還通知について説明）

会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の1番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の1番について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、その他の2番、経営改善計画認定申請書の審査について、事務局の説明を求めます。

事務局（高橋） （認定農業者について 説明）

会 長 事務局の説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の2番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の2番について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、その他の3番、非農地判断について、事務局の報告を求めます。

事務局（岡本） (非農地判断について説明)

会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

岩倉委員 はい。

会 長 岩倉副会長、どうぞ。

岩倉委員 補足説明をさせていただきます。この案件につきましては、昨年7月に約28出しましたが、その場合仲南の連合会自治会長会に説明すると同時に後山自治会に寄っていただいて、こういった制度がありますと説明しました。2、3件だと法務局行ってとってこないといけないのですが、先ほど農業委員会事務局とも話しました。同じ地域で15件ぐらいあれば、職権でできる。香川県では私共の方だけですけども、先般農業新聞に熊本県に、町長職権でこういったことができる。課長とも話したら、そこまでしなくても、農業委員会は、かなり強く持っているので、判もいらずに強制でできるのですが、後でいざこざがあったらいけないので判だけはもらってほしいということです。推進員の大西さんまたは、後山自治会長会などが寄っていましたので、そういった中で今回28件出しました。次は、地形的に後山、大口、山脇、追上、生間の方は荒れているところが多いです。そこを非農地化してしまおうかなと思います。次は、4月に大口で総会があるというので、呼んでほしいと言っています。山脇の臼杵さんのところは推進委員の増田さんと私も行って説明はしようと思います。判を押せるようにして、行こうかなと思います。20年以上の山ですから、なかなか境界が分かりにくい面もありますが、10数年前に調べていますから分かりやすいのではなかろうかと思えます。次は大口をしていこうと思えます。非農地になった場合、美合の方は入ってないですが、仲南全域がまんのう町土地改良に入っているということで、畑が100円、山は取らないということです。雑種地は2通りありまして、1つは何でも使えるのは税も高く上がるのですが、山でどうしようもない所は、法務局の判断になるかと思えます。29日にまんのう町土地改良会がありますから、山になっているところで雑種地になっていないところは、お金を取ってはいけないということは、もう一回確認をしておこうと思えます。こういうところは増えていくと思えますが、事務局とも話して15件ぐらい集まればできる。法務局も現地確認をしないといけないので、毎月できるかというとなかなか難しいところもあります。事務局とも相談しながら進めていこうと思っております。

会 長 他に何かありませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の3番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の3番について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見等がありましたらお伺いします。

(意見等なし)

会 長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局 (来月日時等説明)

2月の予定についてお知らせいたします。

| | | |
|--------------|-----------------------|-----------|
| 農地法申請 | 2月 5日 (水) | 締め切り |
| 農用地利用計画変更申出書 | 2月10日 (月) | 締め切り |
| 農業者座談会 | 2月 6日 (木) から2月13日 (木) | |
| 定例会 | 2月20日 (木) | 午前9時30分から |

会 長

(閉会あいさつ)

以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。